

地名散歩

第40回 今はなき市あれこれ

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

^{とうかつ}東葛市という市をご存知だろうか。東葛といえば今では千葉県立東葛飾高校(柏市)の略称を思い浮かべる人は多いが、もとは東葛飾郡の略称として広範囲で使われてきた。しかしそれが正式な市名だったことを知る人は少数派かもしれない。なぜならこの市は2か月半しか存在しなかったからだ。この薄命の市は昭和29年(1954)9月1日、東葛飾郡の柏町・小金町・土村・田中村の4町村が合併して誕生している。

昭和29年といえば「町村合併促進法」が施行された翌年で、全国的に多くの町村合併が行われていた。いわゆる「昭和の大合併」の時期にあたる。法施行時に9868あった市町村数は、この大合併を経て法律失効の昭和31年(1956)には3968(同年12月末)と約6割減になっているから、この間の自治体の動きは慌ただしい。どの市町村の組み合わせがいい

のか、周辺自治体の財政状況や相性などを見定めての「縁組み」が全国で多数行われた。

ここ東葛飾郡中央部では、松戸市と柏町がその中間に位置する小金町を巡って「争奪戦」を行い、結局小金町は柏町と一緒にすることが決まった。柏町は合併4町村の中で最大の人口を擁していたが、小金に敬意を表して「東葛」と名乗ることになったらしい。しかしこの合併には少々無理な政治力が働いていたようで、東葛市となった旧小金町の大半が、市制施行からわずか1ヶ月半後の10月15日に松戸市へ「移籍」してしまったのだ。こうなるともはや「東葛」を名乗る義理はなくなり、その翌月の11月15日には「柏市」と名称変更したのである。

^{おおみなとたなぶ}青森県の大湊田名部市も、東葛市ほどではないが短命であった。昭和34年(1959)9月1日に大湊町と田名部町が合併して誕生した



わずか2か月半しか存在しなかった東葛市がたまたま掲載された地形図。1:50,000「野田」昭和27年底急修正(同29年発行)



いわき市誕生前、平・内郷・常磐・磐城・勿来(範囲外)の5市が密集していた時代。1:200,000地勢図「白河」昭和31年編集

市であるが、翌35年の8月1日に現在の「むつ市」に改称したため11か月で消滅している。ここも東葛市と同様に町村合併促進法を受け、軍港として発展した大湊町と南部藩の代官所が置かれた田名部町が合併することとなった。昭和29年(1954)には合併促進協議会が組織されたのだが、市役所の位置などの問題で両町が対立して雲行きが怪しくなる。その後は某町長が「雲隠れ事件」を起こすなど紛糾は深まり、決まりかけていた「下北市」の案も撤回され、ついに両町名を併記した「大湊田名部市」が暫定的に命名されたので、短命は当初から運命づけられていたのである。現在では珍しくなくなった「ひらがな市名」だが、むつ市はその最初の事例であった。

合併によって旧来の市名が失われる事例は平成の大合併でだいぶ目立つようになったが、そのような動きはすでに昭和30年代後半から各地で進み始めた広域合併で徐々に始まっている。たとえば九州で初めて政令指定都市となった北九州市。昭和38年(1963)2月10日に門司市、小倉市、八幡市、戸畑市、若松市が合併したものだが、こちらの場合は旧市名がそのまま区名に継承されたので「消滅」という印象ではない(昭和49年に小倉区は小倉北区・小倉南区、八幡区は八幡東区・八幡西区に分区)。

この旧5市のうち八幡市は当時の製鉄会社名(後に富士製鉄と合併して新日本製鐵、現在は新日鐵住金)としても知名度が高く、人口も合併前最後の国勢調査が行われた昭和35年(1960)に33.2万人と全国17位、当時の新潟市や静岡市をも凌いでいた(市域が異なるので単純比較はできないが)。戦前にはさらにランクが上で、昭和15年(1940)など全国10位

である。この市があったので昭和29年(1954)に市制施行した滋賀県蒲生郡八幡町は同名を避けるため国名を付けて「近江八幡市」となっている。なお京都府の八幡市は北九州市が誕生した後の昭和52年(1977)の市制施行なので問題はなかったようだ。

少し時代が下って合併した新潟県の上越市は、城下町の高田市と港町の直江津市の合併である。昭和46年(1971)のことで、東西に長い越後国を上中下に分けたうち上方に近いことから西側が上越と呼ばれ、これが市名になった。ところが上州(群馬県)と越後を結ぶ意味の上越線がやはり新潟県内を走っていることから誤解も生じている。ちなみに上越市の住所から直江津・高田のどちらの市街地に属するのか判断するのは難しい。たとえば上越市本町が旧高田市の城下町であるのに対して、上越市中央は旧直江津市である。

ひらがな市の2番目が、福島県いわき市である。こちらは「新産業都市建設促進法」に従って昭和41年(1966)10月1日に平市、内郷市、常磐市、磐城市、勿来市の5市に4町5村を合わせた計14市町村が合併、当時は日本で最も面積の広い市となった。これだけの広域であるから市名に旧国名(明治以降の磐城国)が選ばれたのは順当だろうが、小名浜を中心とする磐城市と同じ表記になってしまうと、そこに周囲の13市町村が編入されたかのような印象を持たれかねない。おそらくそんな配慮からひらがなの「いわき市」が生まれたのではないだろうか。

以後、平成の大合併では同様なケースの茨城県かすみがうら市、三重県いなべ市、兵庫県たつの市などが続々と誕生している。本当にそれでよかったのだろうか。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員



表紙写真
「散策」

第29回写真コンクール入選
小川 龍明●高知会

地名散歩 今尾 恵介

03 事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第35回 最近の懲戒事例—雑感

弁護士 清水 規廣(横浜弁護士会所属、日調連顧問)

07 全国の会長紹介

16 自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

南海地震がどこまで分かっているのか

～未曾有の災害に向き合うために～ 第2回(全2回)

21 愛しき我が会、我が地元 Vol.17

東京会/山口会

24 会報700号を迎えて③

25 会務日誌

26 「eラーニング」研修動画22本を公開しました。

28 法務省主唱“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

29 ちょうさし俳壇

30 第30回日本土地家屋調査士会連合会

親睦ゴルフ大会 開催案内

31 もしもこんなことが起こってしまったら？

32 会長レポート

34 国民年金基金から

36 平成28年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

37 土地家屋調査士名簿の登録関係

38 公嘱協会情報 Vol.114

39 編集後記

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第35回 最近の懲戒事例—雑感

弁護士 清水 規廣(横浜弁護士会所属、日調連顧問)

土地家屋調査士への最近の懲戒事例を見ると、相変わらず、登記申請意思確認や現地確認等義務違反など業務上の手抜き、努力をしないで楽をするなどというパターンが多い。非違行為をする会員はほんの一部であっても土地家屋調査士全体が信用を失墜する。また、会員が懲戒を受けたことによる悪影響は、当該会員に限らずその依頼者、従業員、家族、所属会などにも及ぶ。非違行為の根源が奈辺にあるのか、弁護士への懲戒事例とも重ね合わせながら考えてみたい。

法務局長による土地家屋調査士(以下「調査士」という。)への懲戒処分書の多くは、その「処分の理由」中で被処分者の行った行為について次のように判示している。

「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実にその業務を行うべき職責を有する土地家屋調査士としての自覚を欠き、土地家屋調査士の社会的信用を失墜させるもの」

前半部分は、土地家屋調査士法(以下「法」という。)第2条の定める調査士の職責をいっているのであって、調査士に対し聖人君子たれといっているのではない。責任感をもって誠実に普通に仕事をしていればクリアーできることを言っているはずである。

本稿では、調査士はなぜ懲戒を受けてしまうのか、懲戒処分を受ける人は特殊な人であるのか、法第2条の定める職責はハードルが高いものであるのかを考えてみたい。

そこで、日調連によって公開されている調査士の懲戒事例のうち今年1月から3月までに発令されたものを素材としながら、一つ一つの非違行為についての根源を考えてみた(なお、事例紹介の末尾に処分日と処分内容とを記載したが、ここでは処分の軽重への批評はしない。)

1 犯罪行為

<事例1 被処分者Aは某市議会議員選挙の際、某候補者への投票及び投票取りまとめ等の選挙運動することの報酬として現金2万円の供与を受け、裁判所から罰金及び追徴金の略式命令を受けた—1月9日付処分 業務停止1か月間>

私企業に対しても社会的責任を求めコンプライアンス経営(法令遵守と社会や環境に配慮した企業活動)の要請が強く働き、法令違反をした企業がその制裁を受けたため倒産したとしても止むなしとする国民的な合意(法意識)が形成されている昨今、独占的に業務をするべきものとして国家から資格を与えられた調査士が犯罪行為を行ったときは、調査士の業務に直接関連しない事柄であっても、刑事罰に加えて厳しい懲戒処分を受けてもやむを得まい。

金銭の受取りを断わって人間関係が壊れることを考えたのであろうが、僅かな金銭であっても、「駄目なものは駄目」と直ちに拒絶する強い意思さえあれば、以後の人間関係にヒビは入っていなかったのではあるまいか。調査士や弁護士などに限らず国家から資格を与えられその業務に社会的責任を負っている資格者は、常任坐臥、「駄目なものは駄目」と断る自覚が必要である。

ところで金銭の受取りについては、弁護士の場合、事件の相手方から金品をもらおうと汚職の罪に当たり懲役3年以下の刑事罰を受ける(弁護士法76条)。規制目的は、対依頼者との関係で職務の公正と誠実

性を担保することにある。調査士の場合も、刑事罰の定めはないものの、利害の対立した場面で業務を行わなければならない筆界特定手続やADRの相手方から利益の供与を受けることは、倫理規程で禁止されているので注意が必要である(土地家屋調査士倫理規程第51条)。儀礼として相手方から土産などを差し出されたとき、相手方の気分を損ねることを恐れることを心配するかもしれないが、「立場上頂けない」といって法の趣旨を説明しきっぱりと辞退すべきである。とくに当方が弱い立場で相手方に協力や譲歩などをお願いしなければならない立場にあるとき注意が必要である。辞退したこと自体で以後、相手方との関係や交渉内容が悪くなることは意外とないものである。

＜事例2 被処分者Bは無免許で酒気帯びで車運転中に人身事故を起し、過失運転致傷罪で有罪判決を受けた－3月23日付処分 業務禁止＞

酒気を帯びて車を運転する行為は、故意に事故を発生させるに等しいと評価されるものである。調査士である前に市民としても、「一瞬の気のゆるみ」とは弁解できない許されざる行為であり、会社員や公務員の多くは勤務先から解雇される行為である。「飲んだら乗るな」では遅い、「飲むなら乗るな」である。無免許運転も論外である。

2 文書偽造

＜事例3 被処分者Cは行政書士も兼業し、別の司法書士が依頼を受けた贈与を原因とする所有権移転登記手続を行うため、前提となる農地転用許可申請手続の依頼を受けたが、委任状徴求や開発許可等手続に手間取ったため、所有権移転登記完了証を偽造して依頼者に渡した－3月12日付 業務停止3か月間＞

その場を取り繕うがため、ばれる嘘を冒してしまう、恐らく正直で気の弱い方ではあるまいか。しかし、公文書を偽造して糊塗するのは単に依頼者からの信頼を裏切る行為であるばかりか、登記関係の資格者による犯罪として違法性が重い。依頼者に対して、手続が手間取っている理由を正直に説明し、謝るべきところは謝り、業務完了の見通しと今後の手順を説明し、依頼者の判断を仰ぐのがプロフェッ

ション(profession)としての責務であるはず。医療におけるインフォームドコンセント(説明し納得させて同意を得る責任)のように依頼者の自己決定権を尊重するべきであった。にもかかわらず公文書を偽造して嘘を重ねるといのは、プロとしての矜持(プライド)すら感じさせない。この事例で、調査士のアイデンティティは何であったか、調査士は何者であり何をなすべきであったか。プロとしての自信をもち、正直に事実を説明し、謝罪するべきところは勇気をもって謝罪するべきではなかったか。もし、勇気がなければ、一人で悶々と悩まずにその司法書士や友人先輩に相談するべきではなかったか。解決策として文書偽造に走るのは余りにも短絡的。

＜事例4 被処分者Dは合筆及び地積更正登記申請手続の依頼を受け、某市長へ道路区域・市有地境界明示申請をして現地立会いに臨んだが、関係地の所有者甲が参加せず、後日訪問しても会えなかったため、納期が迫ったことから甲の承諾書を偽造し市長へ提出し、境界等明示図の交付を受けた－3月28日付処分 業務停止6か月間＞

この事例も事例3と同じく違法性が強い犯罪行為といえる。甲宅へ手紙を出すなりして、甲が協力的でない理由をまず確かめ、その結果を依頼者に伝えて相談するべきであった。甲の協力がまったく期待できないときは、依頼者に筆界特定手続なりADRなりを勧める、それが調査士に対して依頼者が抱いている信頼、つまり高度の専門知識と技能を備えるとの信頼に応えることであると思われる。この場合、依頼者は調査士の味方であるはずである。偽造が露顕したときに受ける取り返しのない重大な結果をまず考える、そうすれば、ばれないだろうとの安易な考えは直ちに消失するはず。

3 資格外行為と職務上請求用紙の不正使用

＜事例5 被処分者Eは司法書士の業務範囲に属する不動産の権利に関する登記申請代理を行い法務局から警告を受けたがその後も続け、約2年間で27件行った、また、日調連所定の事件簿の調製・保存をしていない－1月30日付処分業務停止2年間＞

＜事例6 被処分者Fは調査士の業務でないとしながら農地法3条の許可申請手続の依頼を受け、職務上請求書を使って必要な住民票、戸籍謄本等を申請して取得し、これら書類を使用して農地法の許可申請を行って許可を受けた、調査士会へ期限までに職務上請求書使用簿写しを提出しなかったばかりか、使用済みの職務上請求書控綴込帳を保存期間内なのに廃棄し、日調連所定の事件簿も調製しなかった－2月18日 戒告＞

両事例は、いずれも調査士の業務範囲外に属し弁護士法、司法書士法、行政書士法等で禁止されている資格外の者による犯罪行為で、各法は懲役刑又は罰金刑を定めている。調査士は、業務をビジネスとして行うものであるが、その業務の内容は不動産の表示に関する登記手続につき所有者の代理人として、また不動産に関する国民の権利の明確化に寄与すべき者として社会的責務を伴うものであり、法令を遵守してはじめてその資格が保持され社会や依頼者からの信頼も得られるものである。したがって、職業や業務に関する規制法に違反して資格外行為を行った者に対しては懲戒処分が付して正すべきことは社会からの要請でもある。また、この事例のように資格外行為を行うには戸籍謄本等の徴求を伴うものが多く、第三者への非開示を原則とする住民基本台帳法、戸籍法の規定ばかりか、調査士会の職務上請求書取扱管理規程にも違反することになる。また、被処分者らは依頼者に対して自己が有資格者でないことを告知していないはずであり、後日、仕事の結果が意に沿わない、料金が高いなど依頼者との間でトラブルが生じたとき、資格外の行為であることを指摘され窮地に立つことになる。関連業界などから告発を受けることもあり得る。資格外という形式的な違法性は、攻撃する側からすると一番手っとり早い攻撃材料であり、絶対に犯すべきではない。

4 本人確認義務違反

＜事例7 被処分者Gは知人丙の紹介で建物(甲所有名義)の滅失登記と同一敷地上の新築建物(乙所有名義)の表題登記の手続依頼を受けたが、敷地所有者乙の住所・名字が甲と同じであった

ことから甲乙は親子関係にあるものと早計し、乙に電話で滅失登記手続を行うことの確認を得たのみで、現地調査の際にも甲に会うこともせず、丙から届けられた甲及び乙の委任状を使って滅失・表題の各登記申請を行った。しかし、登記官において甲は既に死亡しているとして滅失登記申請却下となった－3月23日付処分 戒告＞

依頼者との間のコミュニケーションを手抜きした結果である。被処分者Gは甲の本人確認及び登記申請意思の確認を行う義務を負っているが、同時に甲及び乙に対してあらかじめ報酬その他の費用、納期など重要事項を告知・説明する義務がある(土地家屋調査士倫理規程第20条21条、消費者契約法第4条)。これらの意思疎通を図る機会はいくらでもあったのであるから、コミュニケーションを密にしていれば甲死亡の事実は容易に認識できたはずである。表題登記実務に精通している調査士にとって甲死亡は重要な事実であっても、素人の乙には重要な事実との認識がないのであるから、調査士からアクションを起こして依頼者との間で十分にコミュニケーションをとって両者間の情報量の格差を埋めることが肝要である。依頼者に親切な調査士たるべし。「すべて私にお任せください」という業務姿勢は、依頼者に対しては決して親切なことではないのである。

5 現地確認義務違反等

＜事例8 被処分者Hは境界点2点について境界標の設置を依頼されたが、隣接地所有者の立会いを得ることなく設置し、また一方所有者の有利な位置を境界点と認定し境界標を設置し不適切な調査・測量をした－3月4日付処分 戒告＞

＜事例9 被処分者Iは建設業者を介して建物表題登記申請の依頼があったが、自ら現地に赴くことも申請人に会うこともせず、建物現地確認、委任状の徴求その他登記申請に必要な書類のすべてを専任の補助者に任せて表題登記を完了させた、委任状は補助者が申請人の妻から押印してもらったものであったが申請人本人はまったく知らないうちに事が運ばれていた－3月6日付処分 戒告＞

＜事例10 被処分者Jは分筆登記申請におけるすべての境界立会い、不動産調査報告書の作成と補正を測量士である実弟(調査士会への補助者届出未了)に行わせて登記を完了させた－2月18日付処分 戒告＞

＜事例11 被処分者Kは不動産業者を介して地積更正、分筆登記申請の依頼があったが、委任状取得、現地調査、測量、地積測量図・不動産調査報告書等の作成など登記申請書類の作成に至るまですべてを補助者に行わせていたが登記官の現地調査の結果、地積測量図表示の境界標がない、不動産調査報告書添付の境界標写真が虚偽であるなどから非違事実が判明した－2月27日付処分 業務停止2週間＞

事例8～11についていえることは、虚偽の調査・測量の禁止条項である。法第23条と土地家屋調査士倫理規程第7条は、「調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない」と定めている。調査士の行った調査・測量、境界標設置が虚偽であるとなれば、調査士全体が虚偽を働くものと思われ信頼を失うとともに、調査士の業務の結果を前提に業務を行う登記官からの信用をも失うとともに依頼者と関係地権者との新たな紛争の原因を作ることにもなりかねない非常に危険なことである。調査士の責任と名によって行われた業務なのに、調査士が依頼者に会ったこともない、現地に赴いたこともないというのでは専門職性の自己放棄である。プロフェッションとして調査士は、楽をしてやり易い方法で手抜きをして業務することの影響の重大性を自覚するべきである。

6 届出義務違反

＜事例12 被処分者Lは平成14年頃から妻に測点位置情報を記録させるなど立会いの記録を録る、写真を撮る、境界標設置の際にモルタルを塗るなどをさせていたが、調査士会へ補助者の届出を怠っていた－3月24日付処分 戒告＞

補助者を置いたとき及び置かなくなったときの届出を義務付ける法施行規則や調査士会会則の趣旨は、調査士が公正かつ誠実にその業務を行うことを担保し責任の所在を明確にしておくことにあると思

われる。職務上請求書、事件簿、労務・会計帳簿類も含め日常の業務体制として帳簿・記録類を整備し、法令上要請される形式的な義務を履践しておく、これら帳簿類が整備しているか例えば決算期など定期的にチェックするなどの業務体制が必要であろう。形式の整備が規律ある業務内容につながる。

7 おわりに

筆者は、今年で弁護士登録から40年になる。幸いなことに今日まで大過なく過ごすことができた。しかし、以上の懲戒事例を検討しながら思い起こせば、筆者にまったくミスはなかったか、楽をしたい、お金が欲しいなど種類の欲望がなかったかといえは決してそのようなことはない。利害と利害との対立する狭間で、様々な迷いやミスを重ねて今日まで来たというのが実感である。専門家として社会から認められることは本当に重い。自分の欲望や迷いを抑え結果として大事に至らなかったのは、先輩らから教示されてきた教訓、すなわち法律の専門家として社会正義を実現し人権を擁護しなければならないという弁護士の使命とプライド、そして個々の依頼者や日々の業務に対する義務感ではなかったかと回顧している。

本稿で見た懲戒事例で共通していることは、いずれも調査士が自らの都合のみで行動し法令や倫理規程に触れる行為を行っていることである。「信頼を築くには10年かかる、信頼を失うのは一瞬」とよくいわれる。この一瞬は、自らの欲望や都合だけしか考えない身勝手な時間であり心の隙間である。自分が選択しようとしている行動が社会や依頼者らからどのように受け取られるかの視点を忘れた時間であり、国家から資格を与えられたことの重さを自覚しなくなった時間でもある。お互いにこの一瞬に注意しよう。

全国の会長紹介

平成27年度は、2年に1度の役員さんの改選の年です。
広報部ではこの機会にと、全国の会長さんの横顔をご紹介します。
合縁奇縁。ぜひ、ご一読を。

関東ブロック



おざわ ひろし
小沢 宏 (東京土地家屋調査士会)
(抱 負) 土地家屋調査士をもっとメジャーに！
(趣 味) 温泉でのんびりすること。
(座右の銘) 情けは人の為ならず



いwakura ひろかず
岩倉 弘和 (神奈川県土地家屋調査士会)
会は会員を表す、として内外ともにプロフェッショナルな会務運営を心がけたいと思います。



さとう ちゅうじ
佐藤 忠治 (埼玉土地家屋調査士会)
(抱 負) 次世代の調査士のために頑張る。
(趣 味) 特になし。年に2～3回の旅行
(座右の銘) 明日有りと思う心の仇桜夜半に嵐の吹かぬものは



かさはら たかし
笠原 孝 (千葉県土地家屋調査士会)
(抱 負) 季節を楽しむ程度の余裕を持てる60代でありたい。
(趣 味) 各種企画、読書、もみじ育て、酒を飲みながらの料理
(最近思うこと) モノを頼むなら忙しいヤツに頼む。それは賢い選択。
すると、暇なヤツはより暇になる。余裕はどうなる？



きくち せいじ
菊池 清次 (茨城土地家屋調査士会)
(抱 負) Skill up Status up (技術の向上と社会的地位の向上)
(趣 味) 沖つり・家庭菜園(無農薬栽培)
(好きな言葉) パッション&チャレンジ(情熱と挑戦)



とうの かついち
東野 勝一 (栃木県土地家屋調査士会)

(抱負) 栃木会の10年後を見据えながら、その礎を築く為に2年間会務運営を行っていきます。
(趣味) 旅行
(座右の銘) 一期一会



ほりこし よしゆき
堀越 義幸 (群馬県土地家屋調査士会)

(抱負) 2期目を迎えました。人口減少時代という難局を会員とともに乗り越えていきたいと思えます。
(趣味) 音楽、読書
(座右の銘) 「温故知新」…最近よく口にする言葉です。



あかほり かずみち
赤堀 一通 (静岡県土地家屋調査士会)

(抱負) 会員の為の会務を推進していくと同時に、会員も組織の為に何ができるか共に考える運営をしたい。
(趣味) ダイビング、ゴルフ、映画鑑賞
(座右の銘) 何事に当たっても明るく楽しむ気持ちがあれば道は開ける。



おおむら よしゆき
大村 義之 (山梨県土地家屋調査士会)

(抱負) 調査士業を生涯の仕事として誇れる業にする。
(趣味) 卓球・旨い物食べ歩き
(座右の銘) 明朗・愛和・喜働…店はお客様の為にあり



まつもと せいご
松本 誠吾 (長野県土地家屋調査士会)

(抱負) 時代と共に社会が求める制度の本質を見定め、臆せず変革に取り組む。
(趣味) 映画、音響、アーチェリー
(座右の銘) 温故知新
「組織は永久に、人は一時を担う」先輩の言葉に背中を押され、リレーランナーとしてバトンを受けたので、会の役割を果たすことが全国単位会共有のほくそ笑みにつながりますよう、託された区間とにかく一所懸命走ります。



おおつか ひさお
大塚 久生 (新潟県土地家屋調査士会)

(抱負) 和 土地家屋調査士制度の維持・業務の拡大
(好きなこと) 写真撮影(翡翠・朱鷺等)
(好きな言葉) 軽率に話して人を剣で刺すような者がいる。
しかし知恵のある人の舌は人をいやす。
知恵ある者となりたいとの願望です。

近畿ブロック



かとう ゆきお
加藤 幸男 (大阪土地家屋調査士会)

(抱 負) “マイナーからメジャーへ”

(趣 味) ゴルフ、旅行、映画、音楽鑑賞等

(座右の銘) 失敗は成功への道しるべ

(会員の皆様へ) 調査士制度は私達調査士の為にある制度ではなく国民の皆様の為にある制度です。



やまだ かずひろ
山田 一博 (京都土地家屋調査士会)

(抱 負) 社会との連携による信頼の創造と組織運営の充実

(趣 味) 旅行・ライブ観戦

(座右の銘) 『己信必成』

(心 構 え) 日頃から風が吹いたときに凧を揚げられる準備をしておく



きしもと や たらう
岸本 八太郎 (兵庫県土地家屋調査士会)

(抱 負) 土地家屋調査士は、その業務の性質上、地域に密着した存在であると考えております。業務においては、価格を争うのではなく、資格者ならではの技術と法律を身に着けることが重要と考えて会務運営を行います。

(趣 味) 魚釣り

(座右の銘) やまない雨はない



ぬくと としゆき
貫渡 利行 (奈良県土地家屋調査士会)

(抱 負) 二期目となる会長として、責任ある会務運営に努めます。

(趣 味) 旅行

(座右の銘) 人生山あり谷あり 波長は大きい方がいい



さわ ひろゆき
沢 弘幸 (滋賀県土地家屋調査士会)

(抱 負) 土地家屋調査士制度の発展と会員事務所経営の向上

(趣 味) 油絵を描くこと。

(座右の銘) 花は愛惜にちり、草は棄嫌におふるのみなり



かわぐち よしお
川口 吉雄 (和歌山県土地家屋調査士会)

(抱 負) まずは会員の帰属意識を高めたいと考えています。

(趣 味) お祭り(約20年前、獅子舞の保存会を発足)

(座右の銘) 吾唯足知(われ、ただ、たるをしる)

中部ブロック



ちゃ や かずひろ
茶谷 和裕 (愛知県土地家屋調査士会)

(抱 負) 次世代へ繋ぐ組織力の強化と人材の育成

(趣 味) グルメ旅

(座右の銘) 進歩・向上・世のため人のため



かん べ てる お
神戸 照男 (三重県土地家屋調査士会)

(抱 負) 不易流行で四期目に挑戦します。

(趣 味) ゴルフとドライブ

(座右の銘) 一期一会

(実は三重なんです) 伊勢志摩サミットの成功を祈念します。



おお ぼ き まさひろ
大保木 正博 (岐阜県土地家屋調査士会)

(抱 負) 沸騰！岐阜県調査士会

(趣 味) バイク(Uターンライダー)・温泉入浴

(座右の銘) 打つ手は無限・できるできるできる、きっとできる

(尊敬する人) 山岡鉄舟・白洲次郎

(好きな作家) 島崎藤村・三島由紀夫・川端康成



か とう えいち
加藤 栄一 (福井県土地家屋調査士会)

(抱 負) 1. 国民から信頼される専門家を目指す。

2. 会員間の信頼関係を深め、会の活性化の原動力とする。

3. 会員から信頼される執行部であるための努力を継続する。

(座右の銘) 信頼



まる た み ち お
丸田 三智雄 (石川県土地家屋調査士会)

(抱 負) 会務の適正な運営に努めます。

(趣 味) 自転車・テニス(スピードは出ません。)

(座右の銘) 天は自ら助くる者を助く

(好きな言葉) 思いやりと感謝の心



しま だ ひろ しみ
島田 裕己 (富山県土地家屋調査士会)

(抱 負) 会長就任時の初心に戻って積極的に事業を進めたい。

(趣 味) 音楽鑑賞

(座右の銘) 決して驕らず、決して腐らず

(所 感) 実務経験を多く得ることが困難な近年の状況で、新人にはできるだけのことを引き継ぎたい。

中国ブロック



いまい ひであき
今井 秀明 (広島県土地家屋調査士会)

(抱 負) 10年以内に会員の平均所得を倍増する。

(趣 味) 自転車

(座右の銘) 「いま、ここ」を真剣に生きる



すぎやま ひろし
杉山 浩志 (山口県土地家屋調査士会)

(抱 負) 我々の足元をしっかりと固め、土地家屋調査士の積極的な利活用をアピールしていく。

(趣 味) 友人達と美味しい酒を楽しむこと。

(座右の銘) 努力は実力を生み、実力は自信を生む
自信は幸運を呼び、幸運は勝利を掴む



かわの ゆうじ
川野 祐治 (岡山県土地家屋調査士会)

(抱 負) 皆の能力が発揮できる会作りを目指します。

(趣 味) 美術館めぐり

(座右の銘) ケセラセラ(なるようになるさ)



にえかわ きよし
贄川 清 (鳥取県土地家屋調査士会)

(抱 負) 皆さんに迷惑を掛けないよう頑張ります。

(趣 味) お酒。阪神タイガース。下手な野球とバレーボール。

(座右の銘) 上善は水の如し



きど よしみ
木戸 芳己 (島根県土地家屋調査士会)

(抱 負) 会員のための会であることを肝に命じて会の運営をする。

(趣 味) 知らない土地の街並みを散策する事。

(座右の銘) 当たって砕けろ

九州ブロック



のなか わかな
野中 和香成 (福岡県土地家屋調査士会)

(抱 負) 会員の皆様の要望に素早く・強く対応できる組織作りと、次世代を担う人材育成を行います。

(趣 味) 温泉、車、グルメ

(座右の銘) 努力は報われる



こみや きよたか
小宮 清隆

(佐賀県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 義務感で会務運営をするのではなく、使命感で会務運営をしたいと思
います。
(趣 味) 一向に上達しないゴルフ
(座右の銘) 日々是好日



はりもと ひさのり
針本 久則

(長崎県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 地域への社会貢献と土地家屋調査士の仕事を魅力のある職業にしたい。
今年の9月28日日調連の親睦ゴルフ大会と観光を実施します。全国の
皆様のご参加をお待ちしています。
(趣 味) ゴルフ、ツーリング
(座右の銘) 敬天愛人



きとぎ おさむ
城戸崎 修

(大分県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 笑顔の絶えない「組織」創り
(趣 味) 全てに興味津々！！それって無趣味？
(座右の銘) 今年は「深謀遠慮」ちなみに去年は「溫柔敦厚」
(今後の課題) 社会の一員としての自覚とその真の目的の自覚の再確認



よしだ すえはる
吉田 末春

(熊本県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 当会第2代桶田会長の遺訓「会員は今何を望んでいるのか」「会員に知ら
せることはないか」「それは果たして会員のためになるだろうか」これを
実践する。
(趣 味) 溪流釣り、バイク(旧車)の修理



きはら しげた
桐原 茂太

(鹿児島県土地家屋調査士会)

ADR法の認証を含めた継続事業推進、県会運営の見直しと隣接法律専門職との連携強
化の為まず動け。文学ジャズ洋画酒全般の好事家は暫し待て。



かまた たかみつ
鎌田 隆光

(宮崎県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 来年度は九州ブロック協議会の当番会です。16年前に初めて副会長と
して臨んで早や3週目を迎えます。「日本のひなた宮崎県」で地方創世な
らぬ調査士創世を目指して最後の任期を全う出来たらと思います。児玉
(前)連合会業務部長ヨロシクお願いします！



く だ か けんいち
久高 兼一 (沖縄県土地家屋調査士会)

(抱 負) 土地家屋調査士をもっと知ってもらおうようアピールしたいです。

(趣 味) ウォーキング、景勝地散策

(座右の銘) 凡事徹底、日々研鑽

今年度も引き続きよろしくおねがいします。

今年は当会が設立されて満50年を迎える節目の年です。諸先輩方のご功労に感謝し、これからも向上発展し、揺るぎ無い信頼ある資格者団体を目指したいです。

東北ブロック



すがさわ けんいち
菅澤 賢一 (宮城県土地家屋調査士会)

(抱 負) 制度広報、会員同士の連携に力を入れる。

(趣 味) 米づくり、スイーツの発掘

(座右の銘) 止まない雨はない



はしもと とよひこ
橋本 豊彦 (福島県土地家屋調査士会)

(抱 負) 先人から引き継いだ組織をより良くして後人に引継ぎたい。更に、未曾有の大震災・原発事故に際し受けた支援に感謝し、災害に対する備えに努める。

(趣 味) ウォーキング

(座右の銘) 棄てる神あれば拾う神あり



やまかわ かずのり
山川 一則 (山形県土地家屋調査士会)

(抱 負) 我々の業務の持ち味を生かし、より社会に貢献できるよう努力していきたい。

(趣 味) ハイキング、音楽鑑賞

(好きな言葉) 「継続は力なり」

取り立てて優れた能力もないので、地道にコツコツと積み上げていくことが大事と思っている



きくち なおき
菊池 直喜 (岩手県土地家屋調査士会)

(抱 負) 『過去に執着せず、未来を恐れず、今を生きたい。』先輩たちに感謝と敬意を、後輩へ夢のある贈り物を！

(趣 味) 読書(主に歴史小説)

(座右の銘) 「我以外皆我が師なり」皆さん何でも教えてください。



いとう しげる
伊藤 茂 (秋田県土地家屋調査士会)

(抱負) 資格制度に甘んじる事なく、調査士としての使命を会員と共に確認しながら、国民から求められる調査士であるよう自ら努め、且つ、会員指導に当たっていきたい。

(趣味) スポーツ(下手な麻雀、下手なゴルフ)と酒

(座右の銘) 愛(己を愛し、他人を愛し、人類を愛す)



こばやし ようぞう
小林 要蔵 (青森県土地家屋調査士会)

(抱負) 5月22日に役員改選が行われ、4期目の選任を頂きました。気持ちを新たに、会務目標を「資格者としての研修体制の強化」、「効率的日常業務の推進」、「継続した制度広報」に重点を置き、調査士制度の発展に貢献したいと思います。

(趣味) ゴルフ・城廻り

(座右の銘) とき・時・瞬を大切に！

北海道ブロック



くわた つよし
桑田 毅 (札幌土地家屋調査士会)

(抱負) 今回三期目となりました。土地家屋調査士制度発展のため連合会の行う事業に協力し連携するとともに札幌会からも発信してまいります。

(趣味) 温泉めぐり、ネットショッピング、スキノめぐり

(座右の銘) 努力する人は希望を語り、怠ける人は不満を語る



たつみ しんじ
辰己 伸次 (函館土地家屋調査士会)

(抱負) 会員が増えますように。

(趣味) スポーツジムで汗をかくこと。健康管理は足腰から。

(座右の銘) 異体同心

(好きな言葉) 試練は乗り越えられない人に襲い掛かりはしない。



つじ まさみ
辻 雅己 (旭川土地家屋調査士会)

(抱負) 若い会員が希望の持てる土地家屋調査士界を目指す！

(趣味) バイクツーリング・海外旅行(アジアに限定)

(座右の銘) 夢なき者に目標なし。目標なき者に計画なし。

計画なき者に実行なし。実行なき者に成果なし。



さかした なおき
坂下 直樹 (釧路土地家屋調査士会)

(抱負) 滅私奉公

(趣味) 音楽鑑賞(ブルース、ジャズ、ソウル等)

(座右の銘) 謙虚は美德

四国ブロック



ただ つとむ
多田 努

(香川県土地家屋調査士会)

(抱負) 会の帰属意識を高める努力をしていきたい。

(趣味) ゴルフ

(座右の銘) 健康第一で、会の諸施策に取り組みます。

そして、プライベートは、シンプルライフを心がけます。



いのうえ よしゆき
井上 吉幸

(徳島会土地家屋調査士会)

(抱負) 会務運営の可視化に努め、会員の帰属意識を高めていきたい。

(趣味) 旅行、グルメ、カラオケ

(座右の銘) 「感謝と奉仕」



たにあい つねゆき
谷相 恒行

(高知県土地家屋調査士会)

(抱負) 今の土地家屋調査士の生活があるのは、自分たちの努力というより先輩たちの力によるものであると認識している。今後においても、国民の信頼に応えつつ会員諸兄の事務所経営基盤の安定、そして業務の拡充と職域の確保を念頭に置いて、次世代へ恩送りするために何をすべきか、何を提案していくべきかを考え、非学非才の身であります、会務に当たりたい。

(趣味) 下手の横好きの将棋と学生のころから齧っているギターをつま弾くこと。

(座右の銘) 一期一会 人間万事塞翁が馬



まつもと よしお
松本 義男

(愛媛県土地家屋調査士会)

- (抱負)
- ・将来の愛媛会を担う若手会員発掘をする。
 - ・成果品の標準化による報酬の低廉化抑止の研究
 - ・公共基準点の保全事業を行う。

(趣味) ゴルフ、プロボクシング観戦

(座右の銘) 『今から20年後、あなたはやったことよりも、やらなかったことに失望する。』

自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

南海地震がどこまで分かっているのか

～未曾有の災害に向き合うために～ 第2回(全2回)

海洋研究開発機構 木下 正高

3.11東北地震の経験から、プレート境界に沿って海底まで大規模滑りが生じ、それが巨大地震を起こす場合があることを認識した。30年以内に70%の確率で発生が懸念される南海トラフ地震の切迫度を知るための手掛かりが、断層掘削により得られるのだろうか。

南海トラフ巨大地震

2011年3月11日14:46、私は東京都豊島区の路面電車「鬼子母神前」駅に降り立った。揺れる電車からホームに移っても全然揺れが収まらず、それで地震だと分かった。あまりの揺れに、目の前の女性が気分が悪くなったことを覚えている。振り返るとサンシャインビルが実にゆったりと、いつまでも揺れていた。「これはマグニチュード(M) 8クラスの地震に違いない。ああ東海地震が起ってしまったのだな」と思い、ワンセグを見るとどうも様子が変わる。なぜ仙台沖の映像なのだろうと思いつつ、自宅に戻った。

東北地方では、20年に一度、マグニチュード(M) 7級の地震が比較的規則正しく起こっている。東北大学などによる緻密観測により、あの辺の地震の起こり方はよく分かっている。歴史的にもっと大きな地震が起きていることも指摘されていたが、少なくとも私(地震学は専門ではない)の頭には、「東北=M7」という回路ができていた。それで「なぜ仙台？」となったのである。

一方、東海地方から四国沖では、100～200年に1回、M8クラスの「南海トラフ地震」が必ず起きていることが、古文書や観測データから分かっている。その発生頻度から、南海トラフ地域では「地震(M8～M9クラス)の30年以内の発生確率が70%程度」との認識を基に、内閣府の中央防災会議で、南海トラフ地域における地震防災対策を推進する地域が指定された。ともかく、私は「次に起きるM8級地震は南海トラフだ」と思い込んでいた。

南海トラフとは、日本の南側にあるフィリピン海プレートが西南日本(ユーラシアプレート)の下に年間4～6cmの速度で沈み込む「海溝」である。プレ-

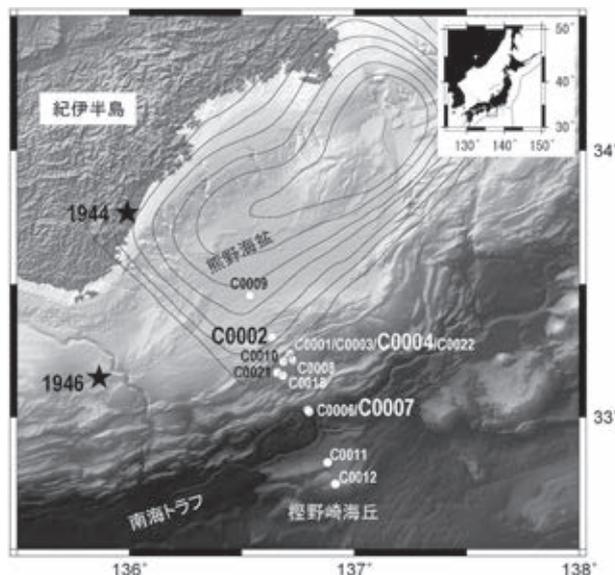


図1 紀伊半島沖南海トラフ地震発生帯周辺の地形図。★は1944年東南海地震および1946年南海地震の震源、等値線は1944年東南海地震の震源域。「ちぎゅう」による掘削地点を○で示した。

ト境界をはさんで、両プレートが押し合っている状態であるが、境界をなす断層面の一部が「固着」しているため、その周囲には特に歪が集中する。固着した部分が「破壊」して、M8を超える巨大地震が発生し、歪が解消される。つまり、断層面上の固着している部分が、巨大地震の震源域とほぼ等しいということになる。図1の等値線は、1944年東南海地震の震源域であるが、それは取りも直さず、地震以外の時は「固着」している場所だと考えられている。南海トラフでは、固着域は海溝軸から水平距離にして30km～150km程度、海面からの深度にして7km～20km程度の範囲にある(図2)。

地震断層近傍での歪エネルギーの蓄積とか、その結果としての断層破壊は、極めて局所的な現象であ

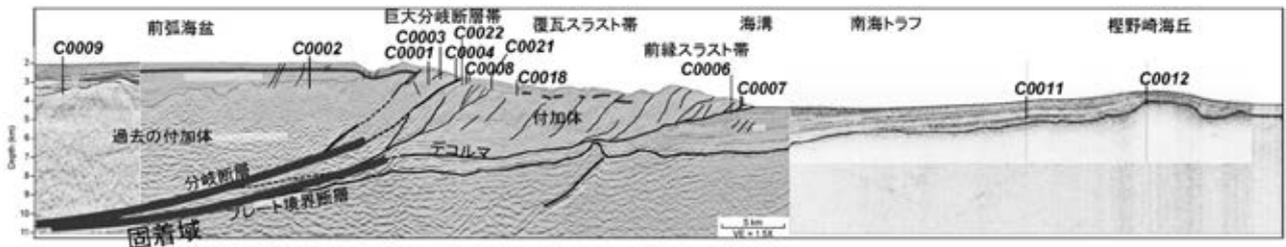


図2 南海トラフ地震発生帯掘削地点付近の地質構造断面図(Moore et al., 2009を改変)。

る。その実体を知るためには断層、特に固着域に到達して、その構造を知り、固着域の強度や、その場に働く歪(応力)を正確に知ることが必要である。

そのような認識に立ち、2003年に開始されたIODP(統合国際深海掘削計画)の下、「南海トラフ地震発生帯掘削研究プロジェクト」が開始された。掘削による地震断層からのサンプルリターンと、断層近傍の物性(密度・間隙率・地震波速度など)の現場計測を行う一方、断層付近での地殻変動・地震活動・間隙水圧など、固着や地震発生機構に重要な影響を与える物理量の長期監視を行うことが目的である。

海洋研究開発機構(JAMSTEC)が所有する地球深部探査船「ちきゅう」(図3)により、2013年までに13地点で掘削が行われている。中でも最も重要な目標地点は、紀伊半島沖合100 km、水深2,000 m、海底から約5,000 m下の、東南海地震の震源断層固着域であり、その周辺の浅部掘削である。私は、2007年の最初の掘削航海の共同首席研究者を務めた。2014年時点では、まだ最終目標である固着域には到達していないが、これまでどこまで南海トラフ地震のことが分かってきたか、簡単に紹介する。



図3 地球深部探査船「ちきゅう」(高知県桂浜沖にて)。

南海トラフ掘削で分かったこと

南海トラフ地震発生帯掘削では、固着域への大深度掘削に加えて、図2に示すように多くの地点で数100 mから1,000 m程度の掘削も行っている。

「ちきゅう」からつり下げた直径12.7 cmのドリルパイプの先端に取り付けられた、直径20 cm強のドリルビットを垂直に海底に突き刺して、1時間に10 mとか30 m程度の速度で掘り進む。地層サンプルを採取するだけでなく、掘削孔にセンサーを入れて内部の状態を「診断」する。内視鏡のように孔壁の画像撮影(用いるのは光ではなく電流や音波だが)や、密度や含水量・鉱物組成も推定できてしまう。

図4は孔壁画像の例である。円筒状の孔壁を展開したものだ。水平の地層の重なりが分かるが、注目すべきは縦に入った2本の黒い太線である。ビットを回転させて円形に地層をくりぬいていくが、その地層が一定の方向に押されている場合には、掘った直後に孔の一部が壊れてそこだけ径が大きくなる。その部分が

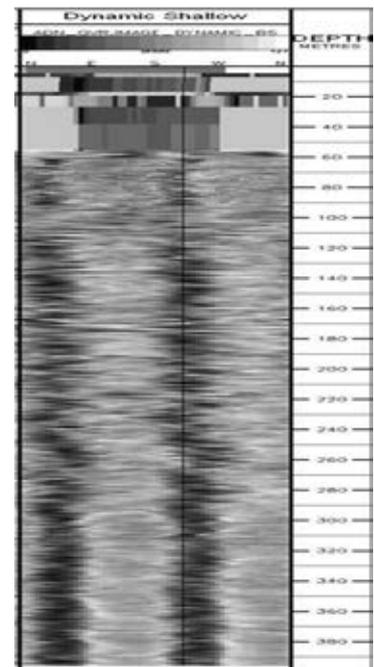


図4 孔内検層による孔壁の画像(展開図)。縦軸が深度。図の両側が北、真ん中が南。色の黒い方向に孔が拡張している(Kinoshita et al., 2009より)。

対角線上の2本の黒い線となって記録される。画像ツールには方位計も付いているので、黒線、つまり崩壊の起こった方位が分かることになる。その方位は地層が押される方位と直交するので、結局地層が押される方位(水平最大圧縮方位と呼ぶ)が分かるという仕組みである(最初にこんなことを考え付いた人に敬意を表す)。

南海トラフでは、地層の押される方位が、フィリピン海プレートの沈み込む方位(北西方向)と見事に一致していた。プレート境界断層がきちんと固着していて、その上に載っている地層に沈み込む圧縮歪を伝達していることを示す。着々と次の地震の準備が進んでいるのだ。

これまでの掘削では、海底に達している断層浅部への掘削も2地点で行い、断層岩を採取した(図2のC0004とC0007地点)。ここは固着域ではないのだから、これまでの理屈からいえば地震性の高速破壊が起こった証拠などは存在しないはずだ。

ところが実際は異なっていた。この断層浅部が過去に大きな揺れを伴いつつ、400℃に達する高温を経験したことを、2011年、JAMSTEC(当時)の坂口が示したのだ(図5)。石油業界では標準的なビトリナイト反射率法(堆積物中に含まれる石炭の一種ビトリナイトが、それまでに受けた熱エネルギーに応じて石炭化が進み、反射率が增大することを利用して、過去の最高被熱温度を推定する手法)を適用した結果である。過去にこれらの断層浅部が高速滑りを起こして摩擦発熱が起こっていたことを示す強い証拠である。どうやら、固着域で

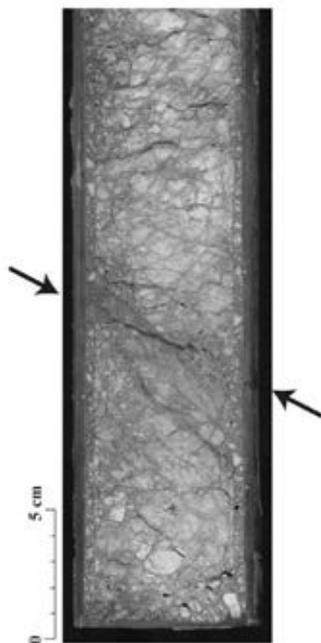


図5 「ちきゅう」が持ち帰った、南海トラフ地震断層浅部のコア試料断面(矢印)(Sakaguchi et al., 2011より)。

なくても地震に発展するような高速破壊を起こすことがあるようだ。その時には、海底まで達する断層運動で海底面が大きく隆起し、津波も巨大だったのではないか。

南海でも巨大津波？

3.11東北地震での巨大津波を説明し得る仕組みとして、筑波大の氏家らは「断層が非常に滑りやすい」物質でできていることを提案した。氏家らは、同じことが南海トラフでも成立するか、同様の実験を南海トラフ断層物質で行った。東北とは物質が異なるため摩擦係数の値はやや大きいものの、条件によっては滑りが成長し得る値であった。坂口が示した400℃に達する温度上昇を生じるような地震破壊が、断層物質の摩擦の性質からも支持されたのではないだろうか。

掘削による研究の重要な点は、現場観測でなくては証明できないモデルの検証が行えることである。宇宙の例えで言えば、「はやぶさ」が持ち帰ったサンプルに有機物があるのかどうか、地球生命の起源が宇宙から？といった仮説を検証するには、実際に地球外の物質を獲得するのが唯一の方法である。

地球の中心までは6,000 kmだが、現在の技術ではせいぜい10 kmまでしか到達できない。それでも人間活動に関わる地震のことを知るには十分である。「ちきゅう」による南海トラフ地震発生帯の固着域まではあと2 km。いろいろな困難はあるが、おそらく2年後には地震の巣＝断層岩を目の当たりにできるだろう。

地震の確率

南海トラフで今後30年以内に地震が発生する確率は70%程度という。この数字は、南海トラフでの過去の起こり方(平均発生間隔)から統計的に推定したものである。当然時間の経過とともに確率は上昇する。将来的には、確率の計算に、例えば地殻応力の測定値とか、断層強度の時間変化とか、物理量を加味するべきであろうが、現時点ではほとんど入っていない(切迫度をきちんと評価するために、是非やるべきだと思っている)。

小松左京著「日本沈没」に以下の記述がある。「現実において1パーセントの確率といえ、ずいぶん大きいといわねばならん」「この世の中では、確率無限小と思われることが、ちょいちょい起こってるのだ」。ならば、70%といえ、ずいぶん大きいではないか。

防災科学技術研究所による、地震やその他の自然災害・事故などの確率を比較した表がある (<http://www.j-shis.bosai.go.jp/guide-to-accept-probability>)。これによると、今後30年以内に交通事故で負傷する確率よりも、今後30年以内に南海地震が起きる確率の方が高い(ちなみに今後30年以内に火災で罹災する確率は2%である)。もし地震を統計的に考えていいなら、自分が生きているうちに交通事故に会うかどうかを想像してみれば、何かの役に立つかもしれない。

南海トラフの地震活動の長期評価

地震調査研究推進本部による「海溝型地震の長期評価」の中に、平成25年に更新された「南海トラフの地震活動の長期評価」がある (http://www.jishin.go.jp/main/chousa/13may_nankai/) (図6)。3.11東北地震の発生を踏まえ、長期評価手法の見直しを検討した結果である。特に、これまでの「ほぼ同じ領域で同じ規模・間隔で地震が発生する」という確率モ

デルから踏み出し、発生し得る地震の多様性を考慮した評価を試みたものである。中でも評価の対象とする領域が拡大されたことが注目に値する。南海トラフでは、東北地震時に海溝軸付近で大きな滑りがあったこと、南海トラフで浅部断層に高速滑りを示唆する結果が出ていることを踏まえ、これまでの領域を南側に拡大して、南海トラフ軸を評価領域の南端とすることが決定された。政府機関の判断に、「ちきゅう」掘削の結果が活用されたのである。

フェイル・セーフ

高知出身の物理学者、寺田寅彦先生が語ったとされる有名な言葉「天災は忘れられた頃来る」は、通常我々への戒めとして捉えられていると思われる。「だから時々避難訓練などをして、災害への備えを怠らないようにしましょう」といった、一種精神訓話的なものであるように感じている。

もっともなことである。しかし、日々多忙な生活を行っている我々にとって「業務外」である防災に常に留意することなど、できるのだろうか。さらに、私は知る由もないが、地震保険の料率を計算する根拠として、普段備えをしているかどうか、が考慮されているのだろうか。

安全工学で有名なのが「フェイル・セーフ」の考え方である。これは事故とか、異常事態の際には、人



図6 平成25年に改訂された、南海トラフ地震活動の新たな評価地域(太線で囲んだ部分)。地震調査研究推進本部資料からの抜粋。
(http://www.jishin.go.jp/main/chousa/13may_nankai/nankai_gaiyou.pdf)

間の反応がベストパフォーマンスを示すことなど一切あてにしない、という考えだと私は理解している。つまり、有事の際には「人間がパニックになってしまい、愚かな反応しか示さない」ことを前提として、機械やシステムを設計するものである。Wikipediaからの引用で恐縮だが、例えば「自動車のエンジンが故障した場合、回転が停止するような設計であれば車自体が止まることになり」安全であるし、「(鉄道車両で)ブレーキに故障があった場合、非常ブレーキがかかるように設計されていれば」安全である。電気製品についているヒューズは「過電流が流れれば自身が焼けることでそれ以上過電流が流れ基板等が焼損や出火することを防ぐ」ので安全である。

それでも時折、着陸寸前に逆噴射して墜落したり(1982年、羽田空港)、自動操縦モードになっているのにそれを忘れて誤操作して墜落したり(1994年、名古屋空港)、失敗(フェイル)にはきりが無い。

警察とか消防署とか、訓練を積んだ専門家集団に対しては、彼らの行動が十分に賢く、ベストパフォーマンスを期待してもよいかもしれないが、雑多な職業や生活を営む一般市民にそれを期待し、それを前提として防災システムを組むのは、安全工学上あり得ないと思われる(気合いで乗り切るのだ!という体育会系のノリはここでは議論しない。私は真っ先に脱落するであろうから)。

では、寺田先生の言葉をどうとらえればよいだろうか。「天災が忘れたところにやってくる」ならば「天災のことは忘れていても大丈夫」なシステムにしておけばよい。

これはしかし、言うのは簡単だが実現は困難である。南海トラフ地震で最も高い津波が来る懸念のある、高知県黒潮町で検討されている「事前の高台移

転」などはその好例であろう。あるいは巨大堤防でもいいが、とにかく金がかかる上に、次の地震には間に合わないかもしれない。それはそれとして、何かもっと簡単にできることはないか。地球科学研究者として貢献できることがあるだろうか。

結局、地震とか津波に対する理解を深めておくことが、最初の一步となるのではないか。16世紀の哲学者、フランシス=ベーコン先生の言葉を借りれば、「知は力」である。この中には、科学・技術の知を結集して、1秒でも早く「緊急地震速報」を発信する、ということなども含まれる。しかし、もっと重要なことは、地震そのものの性質を理解しておくことではないだろうか。

M8地震が起こって大きな揺れが来たとする。津波が10分後に来ることは、おそらく高知県民であればすぐ思い至るであろう。しかし、そういう揺れが全くなしに突然津波がやってくる可能性を知っている人が、どれだけいるだろうか。また一度津波が来た直後、さらに大きな津波がやってくることを、地震時に皆さん認識できるだろうか。

これらは、古文書による古地震研究からも推定されていたことだが、最近10年間の地震研究により、物理的にそのようなことが起こり得ることが示されつつある。不幸にして東北地震では、そのような新たな認識が活かされることなく大津波の被害が出てしまった。一方、「ちきゅう」による断層掘削の結果から、南海トラフでも同様の大津波が発生した可能性が指摘された。我々は、この貴重な知識を活用し、南海地震が起こった際には大津波が起きるものだという知識を我がものとしておき、あとはそのことは忘れて通常の(多忙な)日々を送ることにしたい。

東京会

『会員における地域貢献活動』
府中支部 仁科渡会員の活動

(取材：東京土地家屋調査士会 会報編集委員 池田 輝彦)

東京土地家屋調査士会府中支部の前支部長の仁科 渡会員に、現在行っている地域貢献活動について話をお聴きしました。

●地元地域でどのような活動を行っていますか？

私の住んでいる国立市において、国立市のスポーツ推進委員、国立市固定資産税評価委員、国立市サッカー協会女子部部长として活動しています。また国立市というより日本サッカー協会組織のうちの日本脳性麻痺7人制サッカー（以下「CPサッカー」）協会の技術・競技審判委員などもしています。

●今回はその内のサッカーに関することについて聴かせてください。ではまず国立市サッカー協会女子部についてお願いします。

国立市サッカー協会では、3年前に女子部を立ち上げました。その初代の女子部部长に就任しました。サッカーに関しては、息子が所属していた地元の国立スリーエスという少年少女サッカーチームで、少年サッカーコーチをすることから始まりまして、その後同チームの少女チームのコーチを経て、現在はママさんチームでコーチをしています。このママさんチームも発足してから今年で丸10年経ちまして、今では公式登録していて大会にも参加しています。今年の11月には発足10周年パーティーを企画しています。このように長年、国立市においてサッカーコーチとして少女チーム、ママさんチームに関わってきたことで、国立市サッカー協会女子部部长の役を頂くに至りました。今でこそ「なでしこジャパン」人気で女子サッカーの人気もそこそこありますが、私が初めて女子チームのコーチとなった十数年前は、まだまだ女子サッカーは人気もなく、とにかく毎回人数を揃えるのに苦労しました。これからもま



仁科渡(府中支部)会員

すます国立市の女子サッカーが普及していくように努めていくつもりです。

●では次にCPサッカーについて教えてください。

CPサッカーとは、日本脳性麻痺7人制サッカーの略であり、脳の障害で身体にハンデを持った人々で競技するサッカーです。実はこのCPサッカーはパラリンピックの公式種目になっています。パラリンピックには世界の8チームが参加することが出来ますが、残念ながら日本は過去すべて予選で敗退していて、一度も出場したことはありません。しかし2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、地元枠で参加することができます。CPサッカーの知名度は低くまだまだ認知されていませんが、パラリンピック出場を機会に、皆さんにCPサッカーに関心をもってもらい、サッカー日本代表と同じくら

いに応援してもらえれば嬉しいです。現在このCPサッカー協会においてコーチや審判などのお手伝いをさせてもらっています。体に何らかのハンデを負っていても全力でプレーする姿に、逆に教えてもらうことが沢山あります。

●総括としてお願いします。

私は静岡県出身で、子供の頃からずっとサッカーが大好きです。大好きなサッカーは、時にはコーチとして、時には審判として、時には選手として繋がっています。そして毎回すべてのチームの選手から感動をもらっています。その感動をもらっている恩返しができるように、自分の中で出来る事をしていきたいと思います。このようにサッカーに大きく関わっている私は、日本のサッカーが文化として定着し、全体がレベルアップして、いつかはサッカー

ワールドカップで優勝出来る日がくることを夢んでいます。

仁科会員、ありがとうございました。



集合写真

山口会

『～山口会は人材の宝庫である！～』

山口県土地家屋調査士会 副会長 井上 哲也

我が会の自慢は、たくさんありますが、3つ御紹介させていただきます。

1. 山林地図検討委員会

山口県には耕地番と山地番が存在し山地番については公図がありません。

地図がないことによる業務処理の難しさは、想像されるとわかれると思います。

以下に簡単ではありますが、山口県の特殊事情を記載いたします。

一「地租改正」(明治10～14年)

全国的に実施された明治10年前後の「地租改正」で、山口県では「地押」作業を、耕地と山林地区に分けて実施したことから、全国的には希有ですが、別々に地番が付され、いわゆる「耕地番」・「山林番」が生じました。

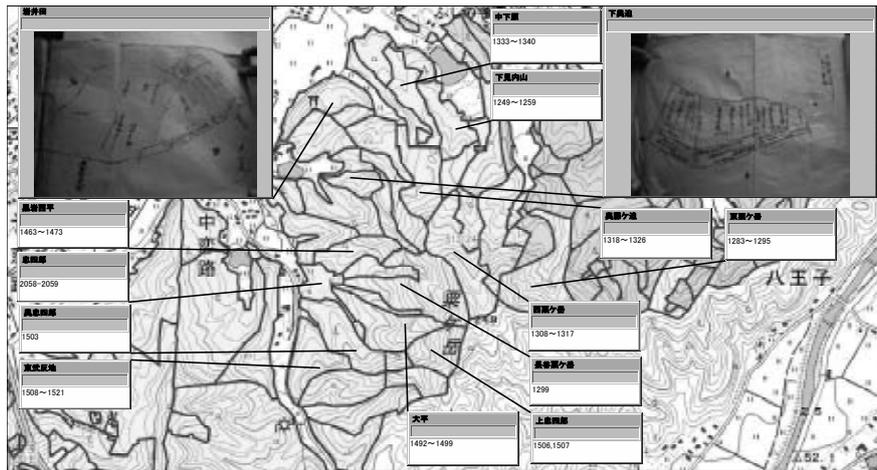
二「地租条例」(明治20年前後実施)

明治17年新たに「地押」についてはその後の移動地を含め、綿密に再調査をする、「地租条例」が発せられました。

しかしながら、山口県は全国に先駆け、明治5年において「有税地調査例」等を発し、地券係を設けて「地押」「丈量」並びに地図を作成した経緯があり、「地租条例」は3度目の事業となり、予算の目途がたたないことから、山林原野の丈量は省かれました。

地租改正時に作成された山林絵図は多く存在しているが、上記の特殊事情等により、公図が法務局に備え付けられておりません。また、市町村役場に保管されていたとしても、保管場所が不明なものや、劣化の激しいものもあります。我々の業務においてもですが、歴史的に見ても大変重要な資料です。この重要な資料を後世の為に、管理してゆくのは、地図の専門家である我々土地家屋調査士の使命である！！ということで、西本会長の命を受け、不肖私が委員長となり6名(そのうち1名は公図の第一人者山崎耕右先生)のメンバーで、平成24年7月に山林地図検討委員会が立ち上がったわけです。

現在、山口地方法務局、山口市の協力を得て、山口市内の山林絵図の所在を調査し、訪れた施設は約10箇所、スキヤニングした山林絵図、約4,500枚。



仕事の合間を見つけてスキャニング、資料整理、データ入力と。想像を遥かに超える地味な作業。そして、GISソフト「地図太郎プラス」で山林施行図(林班図)と地形図をリンクさせ、地形図上の位置をクリックするとその周辺の地番が表示され、更にクリックすると山林絵図が表示されるというシステムを構築しました。

130年の時を越え山林絵図が現在に蘇る(少し大げさな表現ですが)プロジェクトです。

構想から3年目となりますが、誰ひとりとして辞めたいと申し出るものはいません。無報酬に近い仕事を使命感に燃えてやっています。

2. ランニング同好会

メンバーは現在10名。会から親睦クラブ助成金として年間5万円を頂き活動。山口県はもとより近隣のマラソン大会や駅伝大会へ、会で作成したTシャツを着て、土地家屋調査士のPRも兼ねて参加しています。メンバー10名中、フルマラソン完走経験者は5名、萩往還マラニック70kmの部完踏者



は2名(私も完踏しました)と、楽しく走ることが大好きなメンバーが集まっています。駅伝大会でも、リレーマラソン大会でも、走っておられる会がありましたら、ご一報ください。一緒に走りましょう。

他にも我が会には、ソフトボール同好会、祭同好会などの親睦クラブがあり、楽しく活動しています。

3. 会長選挙

全国的に会長選挙を実施された会がどれくらいあるかは、わかりませんが、我々では2期連続 西本聡士氏と杉山浩志氏 両名による会長選挙が行われました。

2年前(平成25年)の会長選挙では会員総数233名、投票総数(期日前投票含む)122票(無効票1票)、61対60で、西本会長が4選を果たしましたが、今年(平成27年)の選挙では会員総数231名、投票総数(期日前投票含む)199票(無効票6票)、90対103票で杉山氏が新会長となりました。

4期8年にわたり、会を引っ張ってくださり、新しい土地家屋調査士の業務の展開、会の財政の健全化、ニューリーダーの育成を3つの柱に掲げられ、着実に実行されてきた西本会長に杉山氏が僅差で勝利しました。

選挙を行うことについては、賛否両論ありますが、会の重責を積極的に引き受けようとする人間がいること、そして投票総数でもわかるとおり、この選挙を通してたくさんの会員が日々の業務のこと、これからの会のこと等を真剣に考えることができたことは、大変意義深いものであったと感じています。

杉山新会長のもと、山口会から様々な事を発信してゆこうと考えておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

会報700号を迎えて③

会報700号発刊によせて

元広報部長 戸倉 茂雄

私が広報部を担当させていただいたのは、平成23年度から平成24年度の2年間です。広報部の役割は、土地家屋調査士制度を広く社会にPRする。会員へフレッシュな情報を提供する。会員間の双方向な情報発信を可能にする等々、多岐にわたりますが、それらを担う最も身近なツールとして、会報『土地家屋調査士』が発行されてきました。その会報が700号を迎えるとのこと、本当に喜ばしいことです。創刊号は、昭和31年11月1日(写真のとおり)とお聞きしましたが、60年近い年月、会報を存続できたことは、私たち会員にとって誇るべき歴史のひとつと言えます。

毎月、休むことなく発行を担当されてきた連合会の諸先輩方も同じだと思いますが、日常業務をこなしながらの執筆依頼の準備や校正などの編集作業には大変な苦労がありました。その反面、掲載記事をあれこれ企画する楽しみや取材現場での新たな出会いや発見への感動など、得るものも大きかったと思います。

その中でも印象深いのは、表紙の裏側に現在も掲載されている、「地名散歩」というコーナーを設けたことです。執筆者はテレビなどにも出演されている今尾恵介先生ですが、中央区八丁堀にある京華スクエアという施設でお会いし、ご寄稿のお願いをした際に、私の名刺に書かれた事務所の住所(山口県周南市)を見て、「平成の合併前の徳山ですね。東京の地名の多いまちですよ。」と私の地元の話がされたことをよく覚えています。

日本地図を開いて、県庁所在地を探した子供のころ。少し大きくなると鉄道地図を見ながら旅の企画を楽しんだ。そんな記憶をお持ちの方も多はず。今月から連載を開始する「地名散歩」。今尾先生と一緒に地名の持つ意味や魅力を考えてみませんか？

これは、連載開始号の冒頭に記載した私の文章です。地域の地名の持つ意味や由来などについて興味深く読んでいただけるコーナーを設けようというのが主な目的でしたが、東日本大震災を契機に、地名や地図のいろいろな位置づけがクローズアップされた時期でもありました。

東北ブロック協議会が主体となり開催された東日本大震災からの報告会取材したことも大きく印象に残る会報とのかかわりです。2日間にわたり、宮城県の仙台市で開かれた報告会では、生々しい震災当日の状況やその後の体験談が報告されました。大変な被害のなか、会員さんの安否確認に奔走された各会の役員の方々のご苦労、地震、津波の恐ろしさ、その後の一変した日常の会話など、震災を経験していない私には想像もつかないお話を聞くことができ



ました。被災された3会の状況も、原発事故が大きく影響した福島会と、岩手会や宮城会では事情が異なりました。自然の脅威の前に人間はいかに立ち振る舞うことができるのかと自問自答しながら文章にしたことを思い出します。

思い出は尽きませんが、最後に、当時のメンバーをご紹介します。

会報発行者は竹内八十二前会長。広報部役員は取りまとめ役の岡田潤一郎副会長を中心に宮城会の岩淵正知さんと大阪会の真鍋健さんに私を加えた4名。編集長を担当していただいた岩淵さんのおかげで、毎回滞りなく会報が発行できました。アイデアあふれる記事企画とパワフルな行動力の真鍋さんには支えられるばかりでした。

各地の広報活動取材し、記事にさせていただいた

広報委員さんも欠かせない存在でした。福岡会の日野智幸さん、徳島会の小倉修二さん、東京会の羽鳥光明さん、現在は広報部役員としてご活躍の三重会の上杉和子理事、札幌会の中原章博さん、皆様には広報活動に対するご意見もいただき、内容の濃い会報とすることができたと思っています。

そのような中、突然届いた中原さんの訃報には、大変衝撃を受けました。今でも信じられない気持ちでいっぱいです。

2年という短い間でしたが、700号を発刊する“道中”を共に歩むことのできたひとりとして、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

会報『土地家屋調査士』のこれからの道のりに幸多かれ！

会務日誌

5月16日～6月15日

5月
18日

第2回地図対策室会議

<協議事項>

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書の改訂について
- 2 登記所備付地図作成作業に関する特命事項について

27日

第1回広報部会

<協議事項>

- 1 平成27年度の土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 平成27年度の『境界紛争ゼロ宣言!!』のPR活動について
- 3 メディア等を利用した広報活動について
- 4 『マンガでわかる土地家屋調査士のしごと』の増刷について
- 5 全国一斉不動産表示登記無料相談会の広報活動について
- 6 イベント参画について
- 7 土地家屋調査士白書の作成について
- 8 土地家屋調査士試験受験者拡大へ向けた取り組みについて

9 寄附講座等の推進・支援に向けた取組みについて

10 「事務所運営に必要な知識」について

6月
8、9日

第1回総務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士に対する懲戒処分情報の公開について
- 2 第72回定時総会の対応について
- 3 平成28年版土地家屋調査士手帳の作成について
- 4 連合会第73回(平成28年度)定時総会の日程及び会場について

11日

第3回 正副会長会議

<協議事項>

- 1 第72回定時総会の対応について

14、15日

第2回 常任理事会

<協議事項>

- 1 第72回定時総会の対応等について

「eラーニング」研修動画22本を公開しました。

前研修部次長 佐原 法人

1 はじめに

平成26年度の日本土地家屋調査士会連合会研修部事業として、業務に関連する法律関連講座を中心にeラーニング研修動画22本を制作し、平成27年3月2日に8本、6月1日に14本を日本土地家屋調査士会連合会ホームページ「会員の広場」にて公開しました。

過去におけるeラーニング研修動画は、研修部が、講師、撮影会社等と自ら段取りをし、また打ち合せ、撮影時の同席等、時間と費用がかかり、限られた予算の中では年間数本しか作成することができませんでした。

そこで、研修部では、効率よくeラーニングの研修動画の提供を図るにはどのようにするのが良いかと多方面からの検討を重ねました。そして、ひとつの選択肢が作成ノウハウを備えた外部機関へのコンテンツ作成の発注でした。

今日では、学習塾、予備校、資格試験の受験予備校も動画による講義の提供が多数行われています。理由は、講師が異なることによる講義内容の差をなくし、全国的に質の高い均一な講義の提供を行うことができ、また、動画での提供により費用等を抑えることができ、結果、受講者の費用負担も抑えることができるという費用便益分析の観点から、動画での講義配信方式が多数採用されています。

研修部ではこれらのことを考慮し、今回、22本のうち18本を外部発注により作成し、eラーニング研修動画を会員の皆さまに提供させていただきました。

2 制作に当たり

今回、外部発注によるeラーニング研修動画を作成するに当たり、次のようなことを基本的な条件として制作会社の業者選定を行いました。

- (1) 土地家屋調査士に造詣が深い。
- (2) 動画での講義配信等に実績がある。
- (3) 全国に収録スタジオがある。
- (4) 講師(内部、外部)が多数在籍している。

- (5) 動画制作に当たり自らプランを提供してくれる。
- (6) 研修部の細かな要望を取り入れてくれる。
- (7) 費用が安価である。

先ず(1)について、今回eラーニング研修動画の制作を依頼した会社は、資格試験予備校で土地家屋調査士の受験コースがあり、自ら土地家屋調査士白書を出版し、土地家屋調査士の歴史、法律、試験などを熟知している。

(2)について、資格試験予備校として動画配信での講義を多数行っている一方、一般企業向けにも動画研修教材を制作、提供しており、サンプル動画を視聴したところ、内容がeラーニング研修動画の提供に耐え得るものであることを確認した。

(3)について、今回依頼した制作会社に所属する講師以外の講師で、eラーニング研修動画を制作するとき、例えば、研修部が遠方の講師を選定し動画を収録する場合、その講師が東京まで出向かずともその講師が居住する、または近隣県での収録をすることができれば、講師の費用、時間等の負担を軽減できる。

(4)について、土地家屋調査士に直接関係する研修内容のみならず、関係法令、一般教養、その他、多岐にわたる講師が揃っている。

(5)について、資格試験予備校であり、かつ一般企業向けの研修教材の提供を行っていることから、外部からの客観的な目線で会員にとって有益な情報の提供の期待をすることができる。

(6)について、全国の会員の状況や社会情勢を反映した、継続性のある研修計画をプランニングするための詳細な協議が可能である。

(7)について、制作会社に在籍する講師の場合、1講義を数万円程度での制作が可能である。

上記に述べた内容の他、日調連と繋がりのない学者、有識者ともパイプを持っており、また制作会社もパイプを持っていない学者、有識者との講師依頼交渉も行い、研修動画の制作を行うとのことであったため、会員にとってのメリットが期待できると判断しました。

3 今回のeラーニング研修動画の趣旨

eラーニング研修動画を制作するに当たり、誰に向けたものであるか検討しないと受講生にとって的を射ないものになってしまいます(視聴者層の検討)。

今回の研修動画の趣旨は、実務経験なく登録、開業をした人、土地家屋調査士業務は分かっているがその周辺の関係法令が不得手な人、及び自身の付加価値を高める人向けという趣旨にて制作しました。

土地家屋調査士が業務を行うに当たり、依頼者との雑談の中で様々な話が出てくることは日常業務の中で経験をされていることかと思えます。そのような雑談があったとき、少しでも知識があるのと全くないのでは依頼者の土地家屋調査士に対する印象、信頼度は異なってくるのではないのでしょうか。

土地家屋調査士は、土地家屋調査士業務に精通していることは当然として、土地家屋調査士業務以外の知識をもって日常業務に望むことが理想ではないかと考えます。それは、今回eラーニングで提供させていただいた研修動画のみならず、政治、経済なども含めてです。

そのような考えの下、今回、外部発注によるeラーニング研修動画を提供させていただきました。そして、提供させていただきましたeラーニング研修動画の位置付けは、主に土地家屋調査士業務に付随、関連する知識を付加価値として身に付けていただくため、専門職能者である土地家屋調査士として研鑽を積んでいただくためのものです。

平成26年度に提供させていただいた研修教材は下記のとおりです。(平成27年6月1日現在)

- 1 地籍調査の最近の動向
- 2 近年の地籍調査と成果の活用
- 3 土地家屋調査士基礎研修民法相続法講義(その1)
- 4 土地家屋調査士基礎研修民法相続法講義(その2)
- 5 不動産規制に関する法律①都市計画法
- 6 不動産規制に関する法律②土地地区画整理法・宅地造成等規制法・その他法令
- 7 不動産規制に関する法律③国土利用計画法・農地法
- 8 不動産規制に関する法律④建築基準法

- 9 権利の登記に関する知識①権利の登記が必要な場面(基礎編)
- 10 権利の登記に関する知識②権利の登記が必要な場面(応用編)
- 11 権利の登記に関する知識③権利の登記の内容(甲区、乙区)、手続
- 12 不動産規制に関する法律(区分所有法ほか)
①マンションの建物に関する問題
- 13 不動産規制に関する法律(区分所有法ほか)
②マンションの管理に関する問題
- 14 税務に関する知識①不動産取引と税(不動産取得税、固定資産税、印紙税等)
- 15 税務に関する知識②事務所経営と税(所得税、法人税、相続税等)
- 16 不動産取引に関する知識(民法編)①契約の問題(意思表示・代理、瑕疵担保等)
- 17 不動産取引に関する知識(民法編)②物権変動及び各種物権
- 18 不動産取引に関する知識(民法編)③相続、遺言、遺産分割等
- 19 不動産登記法改正に伴う論点の再確認
- 20 不動産取引に関する知識(実務編)①契約書の読み方の注意点
- 21 不動産取引に関する知識(実務編)②業務総論(宅地建物取引業法)
- 22 不動産取引に関する知識(実務編)③物件調査の方法(都市計画図等)

最後に、平成26年度の研修部の事業として、会員の皆さまの役に立つものと信じ制作いたしました。是非ご活用下さいますようお願い申し上げます。



法務省主唱“社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

法務省保護局更生保護振興課

“社会を明るくする運動”とは

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、力を合わせて犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。法務省が主唱し、今年で65回目を迎えました。

第65回運動の推進について

近年、一般刑法犯の検挙人員は減少傾向にあるものの、このうち再犯者の占める割合は増加傾向にあり、約4割に達します。地域の安全・安心を確保するには、再犯・再非行の防止が欠かせません。保護観察対象者の再犯率をみると、有職者と比較して無職者が約4倍となっているなど、犯罪をした人の立ち直りには、就労や住居などの地域社会での生活基盤づくりが重要であることが指摘されています。

そこで、第65回運動では、平成26年12月の犯罪対策閣僚会議で決定された「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」を踏まえ、犯罪や非行をした人を社会から排除するのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするため、重点事項を以下のとおりとしました。

〔重点事項〕

- ①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと
- ②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと

犯罪や非行をした人の再犯・再非行を防止するため、本運動を主唱する法務省としては、就労・住居確保支援など、様々な取組を行っていますが、安全・安心な地域社会の実現には、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、見守り、支えていく環境づくり、すなわち地域のチカラが欠かせません。

“社会を明るくする運動”の趣旨に多くの方々に御賛同いただき、犯罪や非行からの立ち直りについて、地域社会の理解と協力の輪が広がっていくことを期待します。



第65回“社会を明るくする運動”
ポスター

“社会を明るくする運動”は、以下のホームページで詳しく紹介していますので、御参照いただきますようお願いいたします。

また、検索サイトで「社会を明るくする運動」で検索してください。

- ・法務省保護局 <http://www.moj.go.jp/HOGO>
- ・更生保護ネットワーク <http://www.kouseihogo-net.jp>
- ・“社会を明るくする運動”「おかえり」サイト <http://www.kouseihogo-net.jp/okaeri/>
- ・法務省保護局公式twitter https://mobile.twitter.com/MOJ_HOGO

ちょうさし俳壇

第362回



今年竹

水上陽三

柚子の花散り敷く白さありにけり
柚子の花しきりに落つる速さかな
芍薬の白の奢りを極めける
武蔵野の長刀競ふ今年竹
篁の明るき日なり舞う落葉
水張田長き波長の地震過ぎし
世はまさに雑草時代小判草

雑詠

水上陽三選

茨城 島田 操

更衣心身ともに若がへる
地表に分つ明るさ柿若葉
左官屋の鍔の手捌き風薫る
父の日に贈られし靴軽きかな
めぐりあふ同窓生や夏料理
例のごと燕に扉開けてをく

東京 黒沢利久

日盛りや肩に五疋の米ぶくろ
六月の満月猫に掟あり
ダービーや外国人の騎手が勝ち
若鮎の尾ひれに塩の残り味
葉桜や漢字字典を傍らに
将棋盤碁盤も古るる夏座敷

茨城 中原ひそむ

露の臺呆け癒え得ぬ妻椅子に
病む妻に岬の上を鳥帰る

明日黄砂降るてふ予報夜を濯ぐ
活断層の上かも庭に薔薇咲かす
梅雨寒や席譲られて受診待つ

愛知 鍋田健治

白藤の香に狂ふごと蜂が舞ふ
紫陽花の中に咲きたる若き君
紫陽花の一輪残る海の街
合歡の里夏の宴にある孤独
日盛の宇治橋渡る友の影

今月の作品から

水上陽三

島田 操

更衣心身ともに若がへる

更衣は六月一日。象徴的なのは総理大臣
以下政治家たちが一斉にクールビズ姿でテ
レビに登場する。要するに季節の推移に合
わせて衣服を着替えることである。作者は
夏物の衣服に替えたことにより心ばかり
か、体まで若返った気持ちだと、実感を素
直に言葉に代え俳句としたもので、石田波
郷の掲げた打坐即刻の詩と言えよう。

「打坐即刻」は『三冊子』に芭蕉のことばと
して、「物の見えたるひかり、いまだにき
えざる中にいひとむべし」とあるのと同じ
で感興のひらめきの消えないうちに句にす
べきであるという意がある。

黒沢利久

ダービーや外国人の騎手が勝ち

典型的な時事俳句である。私も勇壮なス
ポーツとしてテレビ観戦しているが、言われ
てみれば外国人騎手が勝ったと言うことはな
かったように思う。三才馬として一生二度の
晴れ舞台である競馬の祭典日本ダービーは、
一九三二年以来第八十二回目となる。五月
三十一日府中市の東京競馬場において開催さ
れ、外国人Mデューク騎手騎乗のドゥラメン
テが優勝した。今後永久に残る記録である。

中原ひそむ

梅雨寒や席譲られて受診待つ

作品としての価値は別として医療機関の
待合室の混雑振りが窺える。私始め読者の
大部分の方が経験している情景で世相の一
面を浮き彫りにしているように思う。鬱陶
しくて寒々しい光景でもある。

【二】投句方法

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句(二〇三〜五句程度)

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄
せください。

郵便…〒101-0061 東京都千代田区

三崎町一丁目2番10号

日本土地家屋調査士会連合会

広報部係

FAX…03-3292-10059

電子メール…rengokai@chosashi.or.jp



第30回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ大会

開催案内



前夜祭・宿泊

日 時 平成27年9月27日(日) 受 付 午後5時30分より
開 宴 午後6時30分

場 所 『長崎リゾートアイランド パサージュ琴海』
〒851-3211
長崎県長崎市琴海戸根原町171番地
TEL 095-884-3990



ゴルフ大会

日 時 平成27年9月28日(月)
場 所 『長崎リゾートアイランド パサージュ琴海』
〒851-3211
長崎県長崎市琴海戸根原町171番地
TEL 095-884-3990

観光

日 時 平成27年9月28日(月)
場 所 『長崎市内 軍艦島めぐりなどの長崎市内観光』
長崎リゾートアイランド パサージュ琴海出発



登録締切

平成27年8月28日(金)
所属の土地家屋調査士会にお申込み願います。

お問合せ先

長崎県土地家屋調査士会
〒850-0031 長崎県長崎市桜町7番6-101号
サンガーデン桜町1階
TEL 095-828-0009
問合せメールアドレス nagasaki@trust.ocn.ne.jp



もしもこんなことが 起こってしまったら？

測量時の境界点の誤り

N氏依頼の土地家屋調査士が土地境界確定測量を行い、作成図面に基づき建築物を築造した。

2年後、A氏が建物を建築するために、A氏依頼の土地家屋調査士が境界調査をしたところ、一部境界点がA氏の土地に越境(0.134 m)した所にブロック塀が築造されていることが判明した。

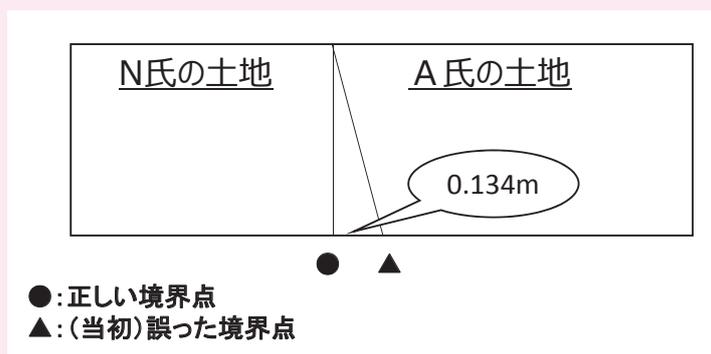
誤った境界点により作られたブロック塀を正しい境界線上に作り直す。
請求額：945,000円

お役に立ちます！！

土地家屋調査士賠償責任保険

<解決内容>

鑑定人が現場を調査し、945,000円の損害額認定



～資料請求はこちらまで～

日本土地家屋調査士会連合会共済会窓口

(有)桐栄サービス 担当：三神

TEL：03-5282-5166

会長レポート

REPORT

5月16日
～6月15日

5月

16日

山口会 第68回定時総会

湯田温泉において開催された山口会総会に出席。山口県は地図のない地域が存在するという特殊事情もあり、その調査、研究、解消に向けて取り組んでおられる山口会に敬意を表するとともに、連合会も貴重な資料、成果に期待している旨をお伝えした。

19日

第30回写真コンクール審査立会い

午前10時から恒例の連合会写真コンクール審査に加賀谷共済会長と共に立ち会う。写真家の先生に選考いただくのだが、私には、どの作品も力作に感じ、選考に困る場面もしばしばであった。

衆議院議員 山下たかし君を激励する会

山下たかし議員のパーティーに岡田副会長と共に出席。全調政連からも横山会長、椎名幹事長が出席。山下議員は、岡山県出身で法務省にも籍を置かれていた時期もあり、また昨今の空家対策特別措置法に関する書籍の執筆中とのことでもあって、大いに意見交換させていただいた。

21日

秋田会 平成27年度定時総会

秋田会総会に出席。永年にわたり会務、会員指導に尽力された赤塚会長が退任され、伊藤新会長が就任された。ご挨拶の中の、現地にも心の中にも境界線を導く資格者であるとの伊藤新会長の考えに同感である。

22日

札幌会 平成27年度定時総会

秋田から直接札幌へ向かい、札幌会総会に出席。桑田会長の再任にお慶び申し上げるとともに、札幌会は常に北海道ブロックのリーダー格の会とし

て、シンポジウム開催の継続等、制度広報にご尽力いただいていることに感謝を申し上げた。

23日

高知会 平成27年度定時総会

札幌から飛行機を乗り継いで高知へ。高知会は会員数120名程の小規模会ではあるが、日頃から制度広報、会員研修に積極的な活動をされていることに感謝申し上げた。

25日

為公会と語る夕べ

現役土地家屋調査士でもある、豊田俊郎議員が所属されている、為公会パーティーに横山全調政連会長、椎名全調政連幹事長、馬場全調政連副幹事長と出席。日頃からお世話になっている多くの議員の先生方にお礼と感謝のご挨拶をさせていただいた。

27日

兵庫会 平成27年度定時総会

ANAクラウンプラザ神戸にて開催された、兵庫会総会に出席。

今までお世話になった、たくさんの会員さんに久しぶりにお会いでき、ADRの現状と今後のあり方について等々、大いに意見交換させていただいた。

28日

神奈川会 第76回定時総会

横浜で開催された、神奈川会総会に出席。神奈川会は空家対策特別措置法に対する積極的な周知、参画活動、さらには、国土調査法第19条第5項にも積極的であり、成果を連合会に紹介していただくようお願いさせていただいた。

29日

大阪会 平成27年度第76回定時総会

大阪会総会に出席。大阪会は広報活動に積極的であるうえに、未登記建物解消にも長年取り組んでいただいていることに感謝申し上げた。

式典、懇親会ともに、国会議員はじめ政治家の方がたくさん来られて盛会であった。

30日

岡山会 第63回定時総会

大阪から新幹線で岡山へ移動し、岡山会総会に出席。岡山会はとにかく元気がある。懇親会でDVDによる各支部ごとの活動、同好会紹介はとても楽しかった。空家対策特別措置法でご理解をいただいている山下たかし議員の地元であり、出席いただいたのでご挨拶申し上げた。

6月

1日

法務省民事局民事第二課との平成27年度第1回協議会

法務省民事局民事第二課との平成27年度第1回協議会に岡田、加賀谷、菅原、宮嶋各副会長、竹谷専務理事とともに出席。法務省、日調連がかかえる共通の課題や要対応項目について、双方の認識を整理するとともに共有することを目的として開催したところである。

2日

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 第30回定時総会

全公連総会に宮嶋副会長と共に出席し、祝辞を申し上げた。

公嘱協会は、昭和60年の第102国会で設立が決まり、本年で30年を迎えたところだが、今日までの公共嘱託登記業務を通しての制度広報、社会貢献に敬意を表するとともに、公益法人としての新たな活動に期待するものである。

6、7日

九州ブロック協議会 平成27年度定時総会

大分市で開催された、九州ブロック協議会総会に

地元の宮嶋副会長と共に出席。九州ブロックの皆様の日頃の感謝と今後のお願いを申し上げ、「境界紛争ゼロ宣言!!」のマグネットシートの広報展開にもお礼申し上げたところである。

11日

第3回正副会長会議

副会長、専務理事、総務部長、財務部長出席の下、第72回定時総会に関して項目の整理と意識の統一を図ったところである。

棚橋泰文衆議院議員「21世紀を拓く会フォーラム」

棚橋泰文議員と明日を拓く会に横山全調政連会長と出席。棚橋議員は私の地元である岐阜県選出であるが、来賓として出席された議員みなさん全員のスピーチが「とにかく切れ者で敵にたくない」であった。日調連としてもご指導を仰ぐところである。

12日

一般財団法人日本ADR協会 評議員会

一般財団法人日本ADR協会評議員会に出席。

本年6月3日時点での認証紛争解決事業者は139団体、そのうち土地家屋調査士会は4月27日に認証を受けた岐阜会を入れて20会となったように、ほとんどが士業である。

会員数も30団体と少なく、単位会で会員となっている大阪会、愛媛会のように加入の促進を要請されたところである。

14、15日

第2回常任理事会

第72回定時総会に向けての常任理事会を招集。現役員としての共通認識の確認を軸に協議を行った。

15、16日

第72回定時総会議事運営等打合せ

第72回定時総会に向けて、運営や議事進行に関する詳細な打合を総務担当役員を中心に開催。あつという間の一期二年間であったが、事務局を含む、全ての皆様のご支援ご協力に感謝しつつ、総会へ臨むこととする。

私なりにわかったこと…

兵庫会 熊澤 務

老後の備えは気になるけれど、まだまだ実感がわかないという会員は多いと思います。私は今年4月に届いた国民年金の納付書が誕生月の前月分までしかなかったことで実感しました。

土地家屋調査士国民年金基金には、平成3年の基金発足と同時に加入しました。基金のHPを覗いたこともなかった私が、平成21年から6年間代議員・理事を務めて、私なりにわかったことを皆様にお伝えしたいと思います。

○掛金の運用

1口目の掛金は地域型、職能型、すべての基金が参加して、国民年金基金連合会の責任において資産運用されています。2口目以降は各基金が独自運用することとされていますが、土地家屋調査士国民年金基金は平成26年4月から国民年金基金連合会が行う他基金との共同運用に移行しました。より安定した運用に期待しましょう。

○AIJ問題

AIJ投資顧問の年金資金消失により一部の厚生年金基金が破綻状態となり、私たち国民年金基金加入者の中にも不安になられた方々がいらっしゃいましたでしょう。土地家屋調査士国民年金基金はもちろんのこと、国民年金基金連合会もそれに関わった事実はありませんでした。ご安心を！

○運用益

個人年金を扱う生命保険会社が加入時の予定利率(運用利回り)を上回る運用益を得たときは、生命保険会社の収入となって社員のボーナスや株主配当などの原資になりますが、国民年金基金の運用益は非課税のうえ、全額そのまま年金の原資になります。土地家屋調査士国民年金基金の代議員・理事にボーナスが出たり、保養施設を建設することはありません。



○運用実績の公表

国民年金基金はオープンな資産運用をしており、過去の運用実績の推移が土地家屋調査士国民年金基金のHPで確認できます。そこをお願い！短期的な資産運用成績のブレに一喜一憂しないで、長い目で見てください。

○確定拠出年金という選択肢

国民年金基金は基本的に終身年金であり、加入者は定額の年金を受け取るために掛金を負担するのみで、運用は基金が責任をもってくれる確定給付型です。一方、原則有期の確定拠出年金は自らの運用成績によって最終受け取り年金が大きく変わりますので、年金を増やせる自信のある会員にはオススメです。掛金合計で月額6.8万円までなら国民年金基金と確定拠出年金の両方に加入することができます。

個人年金より有利な国民年金基金を利用しないと損だと思いつつも、未だに迷っていませんか？加入・増口に関するお問い合わせは土地家屋調査士国民年金基金事務局「0120-145-040」までお気軽にお電話ください。

最後にお伝えするメッセージ「経験豊富なスタッフが対応してくれます。」が私にとっていちばんわかったことでした。

大好評につき今年もやります!!

増口キャッシュバック キャンペーン

平成27年4月1日～平成28年3月31日まで

土地家屋調査士国民年金基金では、
平成27年4月1日～平成28年3月31日まで
増口キャンペーンを実施中です。

- 現在当基金にご加入の方で、
平成28年3月末までに増口をされた場合

5千円以上1万円未満の増口の場合

3,000円

1万円以上2万円未満の増口の場合

5,000円

2万円以上の増口の場合

7,000円

上記の賞品をプレゼント!!

※1年間に複数回増口頂いた場合でも、キャンペーンはお一人様初回の1回限り有効です。

●賞品は、増口された掛金の納入確認後、掛金引落口座にお振込み致します。(振込予定日:増口申出月の2か月後の末日)



土地家屋調査士
国民年金基金

〒112-0013
東京都文京区音羽1-15-15
シティ音羽2F 205号室
☎0120-145-040
<http://www.chosashi-npf.or.jp>

平成28年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

出願要領

◎**出願条件**：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

(ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者

(イ) 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者

◎**試験科目**：面接のみ ※面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、可否を決定します。

◎**願書受付期間等**

A日程 (1)願書受付期間…2015年10月15日(木)～10月27日(火)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
(2)試験日…2015年11月14日(土) (3)合格発表日…2015年11月19日(木)

B日程 (1)願書受付期間…2016年2月22日(月)～3月4日(金)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)
(2)試験日…2016年3月17日(木) (3)合格発表日…2016年3月18日(金)

※募集人員は35名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください！ 詳細をご確認ください。

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは 各協定団体

または 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116 (直)

明海大学 浦安キャンパス OPEN CAMPUS 2015

6/7(日)、7/19(日)、8/1(土)、8/22(土)、9/13(日) 各日程 10:30～15:00 事前予約不要

◎当日は、体験授業や教員による個別進路相談、キャンパスツアー、学食体験などにご参加いただけます。

詳細については、本学公式ホームページ(<http://www.meikai.ac.jp>)をご覧ください。

☆毎回：13:50～14:30 保護者向け進学説明会を行います。ぜひご参加ください。

※プログラムの内容などは変更する場合があります。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成27年5月1日付
神奈川 3008 内田 浩光 神奈川 3009 島田 義孝
神奈川 3010 河本 善行 神奈川 3011 細川 英史
神奈川 3012 高橋 祐矢 埼玉 2591 熊谷 一美
埼玉 2592 坂巻 嘉宏 栃木 920 田村 秀士
栃木 921 黒尾 絵理 群馬 1036 三ツ木雅俊
大阪 3246 柴山 圭 大阪 3247 鋤谷 智
大阪 3248 中野 誠二 大阪 3249 北島 慎吾
愛知 2885 二村 一樹 岐阜 1266 糸魚川篤史
熊本 1192 池上 達也 宮城 1022 高橋 秀明
札幌 1183 江良 明 札幌 1184 石岡 浩一
札幌 1185 栗尾 栄二
平成27年5月11日付
東京 7890 青木 美男 埼玉 2593 富永 雅樹
千葉 2158 田野 忠明 奈良 438 井ノ上知己
沖縄 491 新城 章吾
平成27年5月20日付
茨城 1440 根本 大輝 群馬 1037 南雲 久嘉
群馬 1038 大山 憲司 静岡 1768 赤堀 貴寛
滋賀 439 小野 俊仁

登録取消し者は次のとおりです。

平成26年11月27日付 広島 1332 檜垣 智
平成26年12月13日付 東京 5663 達橋 茂夫
平成27年1月2日付 香川 699 佐藤 伸一
平成27年2月17日付 千葉 1889 前橋 喜一
平成27年3月29日付 兵庫 1600 樋口 幹典
平成27年4月1日付 佐賀 416 西川 利隆
平成27年4月2日付 埼玉 1683 岩崎 安夫
平成27年4月8日付 札幌 584 鈴木 敏
平成27年4月10日付 栃木 450 中島徳五郎
平成27年4月19日付 新潟 1658 田代健太郎
平成27年5月1日付
埼玉 1392 小島 大洋 新潟 1800 岩川 源治
大阪 1514 前田 正子 大阪 3144 大門 雅映
岐阜 692 安田 善治 宮城 501 郷家 忠元
福島 1189 大和田幸男 札幌 1140 柴田 真伸
平成27年5月11日付
神奈川 464 吉水 淳朗 大阪 2332 槻谷 勝彦
岐阜 979 江崎 守俊 福岡 2014 高田 吉寛
岩手 1138 岩渕 司
平成27年5月20日付
東京 6670 岡田 光市 神奈川 2985 鈴木 克典
大阪 1649 松本 充弘 三重 638 栗田 和幸
岐阜 710 浅野 昭 福井 336 渕上 隆信
鳥取 205 佐々木精治 札幌 653 高杉 彦也

ADR認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成27年5月1日付
札幌 1132 織田 英彦
平成27年5月11日付
茨城 1300 和田 裕克

第30回定時総会開催

平成27年6月2日(火)午後1時30分から「ホテルメトロポリタンエドモント」(東京都千代田区飯田橋)において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)の第30回定時総会が開催されました。総会構成員63名(全公連役員14名、各協会理事長49名)出席のもと、来賓及び多くのオブザーバーの出席を得て開催されました。開会前に物故者に対する黙とうを行いました。

総会は、榊原典夫副会長による開会の辞の後、倉富雄志会長からの挨拶があり、官公署による公共事業の円滑な実施に寄与すべく、全公連開催事業により加盟協会に公益目的事業に係る情報伝達がなされた旨の報告がありました。



倉富会長

司会者の指名により、北海道ブロック協議会、札幌協会前田理事長が議長を、釧路協会寛理事長が副議長を務めることになりました。

議事の内容は以下のとおりです。

- 第1号議案 平成26年度事業経過報告承認の件
 - 第2号議案 平成26年度一般会計収入支出決算報告承認の件
 - 第3号議案 平成27年度事業計画(案)審議の件
 - 第4号議案 平成27年度一般会計収入支出予算(案)審議の件
 - 第5号議案 役員選任の件
- 慎重審議のもと上記第1号議案から第4号議案まで執行部案が承認可決されました。
- 第5号議案について、会長は立候補による選挙、

理事監事候補は規則に則って各ブロック・各理事長の推薦がある事を、伊藤役員選考委員長(静岡協会理事長)より説明がありました。

会長は選挙により、理事、監事は賛成多数により承認、選任されました。新役員は下記のとおりです。副会長は緊急理事会の互選により選任されました。

会長	倉富 雄志	(愛媛協会)
副会長	榊原 典夫	(岐阜協会)
副会長	小山 進吾	(千葉協会)
副会長	高見 雅之	(青森協会)
理事	望月 繁和	(静岡協会)
理事	堀 次夫	(兵庫協会)
理事	山田 豊	(石川協会)
理事	林 俊男	(山口協会)
理事	高橋 素介	(大分協会)
理事	瘡師 敏幸	(釧路協会)
理事	五島 弘	(香川協会)
監事	松尾 孝人	(福岡協会)
監事	田中 忍	(山形協会)
予備監事	大石 秀世	(山梨協会)

議事に引き続き、法務省民事局民事第二課長野口宣大様、同局民事第二課司法書士土地家屋調査士係長山村都晴様、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長山田猛司様、日本土地家屋調査士会連合会会長林 千年様、同会副会長宮嶋 泰様、全国土地家屋調査士政治連盟会長横山一夫様を来賓にお迎えをし、祝辞を頂きました。

最後に小山進吾副会長より閉会の辞がなされ総会は終了しました。

総会後の懇親会には、前田武志参議院議員、小宮山泰子衆議院議員、漆原良夫衆議院議員秘書(代理出席)、関係諸団体の方々がご出席くださり、盛会裡に終了しました。



野口民事第二課長



山田全司協会長



林日調連会長



横山全調政連会長

翌6月3日(水)には「公嘱の頑張り」と可能性が土地家屋調査士の未来」の題目により日本土地家屋調査士会連合会顧問西本孔昭先生による研修会が開催されました。

全国公嘱社員の頑張りが土地家屋調査士の明日を明るくするとの内容であり、新たな希望を感じました。

(理事 五島 弘)



講師：西本日調連顧問

会議経過及び会議予定

6月7日	第3回正副会長会議
6月8日	法務省他官公署挨拶
6月16～17日	日調連第72回定時総会並びに懇親会
6月17日	第1回全司協との協議会
6月19日	中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
7月1～2日	第3回理事会
7月6日	第43回塩崎恭久と明日を語る会 in 東京
7月9日	農林水産省平成27年度自作農財産事務担当職員中央研修講演
7月10日	全国公共嘱託登記司法書士協会協議会第29回定時総会 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会

編集後記

「夢なき者に成功なし」

編集後記を担当して、今回が24稿目となります。長い編集後記の最終稿です。

本号の「事務所運営に必要な知識」にもあるように、コミュニケーションについて考えることがいかに大切かということが、2シリーズを通して書きたかったことです。本来の「後記」の体をなしていないこと、稚拙な文章であったことをお許しください。

2年もの間、根気よくお付き合いくださった上野先生には、感謝の言葉しかありません。上野先生には、別号で執筆をお願いしてありますので、楽しみにしてお待ちください。

最後の稿を迎えて、本当に「あっ」という間もなく終わったなと感じています。広報部・広報員・各土地家屋調査士会・事務局の方々に助けていただきながら、大変なこともありましたが、楽しい2年間だったと振り返られるのは、全員が一所懸命に考え議論し、行動したからでしょう。私も誰かの助けになれているのでしょうか。今このときに、素晴らしき方々と出会えた不思議。ありがとうございました。

タイトルの「夢なき者に成功なし」は、最近読んだ本に引用されていた言葉です。まだ若き日に漁るように読んでいた幕末記によく出てきていた言葉です。私には、「時代が人を求めるのか、人が時代を切り拓く」のかは分かりませんが、あの頃と同じように感じている自分が少し嬉しく思いました。お礼の言葉に代えて、読者の皆さん、お世話になった方々、今を頑張っている全ての人たちへのエールとして、そして自分自身への戒めとして、記しておきます。

この言葉は、吉田松陰先生の言葉といわれています。私の中の「吉田松陰像」といえば、「信」の人、「言行一致」の人です。他者に対しては優しさが根底にある厳しさで接し、自身にはより厳しく生きた人だと思っています。「人間の逞しさ、力強さを最後まで信じておられたのでしょ。

「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。故に、夢なき者に成功なし。」

広報部次長 金子正俊(大阪会)

土地家屋調査士

発行者	会長 林 千年
発行所	日本土地家屋調査士会連合会 [©] 〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館 電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059 URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp
印刷所	十一房印刷工業株式会社

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)